

第六十三回国会
衆議院

交通安全対策特別委員会議録 第五号

昭和四十五年三月二十五日(水曜日)

午後零時四十分開議

出席委員

委員長 受田 新吉君

理事 加藤 六月君

理事 後藤 俊男君

理事 河村 勝君

小此木三郎君

佐藤 守良君

古屋 亨君

高田 富之君

横路 孝弘君

土橋 一吉君

出席國務大臣

國務大臣

(総務府総務長

山中 貞則君

出席政府委員

内閣総理大臣官

房陸上交通安全

調査室長

平川 幸藏君

委員外の出席者

議員 後藤 俊男君

三月十九日

交通安全対策基本法案(内閣提出第八八号)

同月二十日

交通安全基本法案(久保三郎君外四名提出、衆

議第一〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

交通安全対策基本法案(内閣提出第八八号)

交通安全基本法案(久保三郎君外四名提出、衆

議第一〇号)

○受田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる交通安全対策基本法案及び久保三郎君外四名提出にかかる交通安全基本法案を一括議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。山中総理府総務長官。

交通安全対策基本法案

交通安全対策基本法案

目次

第一章 総則(第一条—第十三条)

第二章 交通安全対策会議等(第十四条—第二十一条)

第三章 交通安全計画(第二十二条—第二十八条)

第四章 交通の安全に関する基本的施策

第一節 国の施策(第二十九条—第三十七条)

第二節 地方公共団体の施策(第三十八条—第四十一条)

第五章 雑則(第三十九条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機乗組員の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 道路 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一号に規定する道路をいう。

二 車両 道路交通法第二条第八号に規定する車両及び鉄道又は軌道による交通の用に供する車両をいう。

三 船舶 水上又は水中の航行の用に供する船舶をいう。

四 航空機 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第一項に規定する航空機をいう。

五 陸上交通 道路又は一般交通の用に供する鉄道若しくは軌道による交通をいう。

六 海上交通 船舶による交通をいう。

七 航空交通 航空機による交通をいう。

八 船員 船舶に乗り組んでその運航に従事する者をいい、水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)第一条の二第二項に規定する水先人を含むものとする。

九 航空機乗組員 航空法第六十七条第二項に規定する航空機乗組員をいう。

十 指定行政機関 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する国の行政機関及び同法第八条第一項に規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

十一 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局をいう)その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

(国の責務)

第三条 国は、国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全(以下「交通の安全」という。)に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(道路等の設置者等の責務)

第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(車両等の製造事業者の責務)

第六条 車両、船舶又は航空機(以下「車両等」という。)の製造の事業を営む者は、その製造する車両等の構造、設備及び設置の安全性の向上に努めなければならない。

(車両等の使用者の責務)

第七条 車両等を使用する者は、法令の定めるところにより、その使用する車両等の安全な運転又は運航を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(車両の運転者等の責務)

第八条 車両を運転する者(以下「車両の運転者」という。)は、法令の定めるところにより、仕事点検等を行なうとともに、歩行者に危害を及ぼさないようにする等車両の安全な運転に努めなければならない。

2 船員は、法令の定めるところにより発航前の検査、異常な気象、海象等の通報、航路標識の事故の通報、遭難船舶の救助等を行なうとともに、船舶の安全な運航に努めなければならない。

3 航空機乗組員は、法令の定めるところにより出発前の確認、航空保安施設の機能の障害の報告等を行なうとともに、航空機の安全な運航に努めなければならない。

(歩行者の責務)

第九条 歩行者は、道路を通行するに当たつては、法令を励行するとともに、陸上交通に危険を生じさせないように努めなければならない。

(住民の責務)

第十条 住民は、国及び地方公共団体が実施する交通安全に関する施策に協力する等交通安全に寄与するように努めなければならない。

(施策における交通安全のための配慮)

第十一条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として交通安全に寄与することとなるように配慮しなければならない。

(財政措置等)

第十二条 政府は、交通安全に関する施策の実施に必要な財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

(国会に対する報告)

第十三条 政府は、毎年、国会に、交通事故の状況、交通安全に関する施策に係る計画及び交通安全の安全に關して講じた施策の概況に關する報告を提出しなければならない。

第二章 交通安全対策会議等

(中央交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

第十四条 総理府に、附屬機関として、中央交通安全対策会議を置く。

2 中央交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 交通安全基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、交通安全の安全に關する総合的な施策で重要なものの企画に關して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(中央交通安全対策会議の組織等)

第十五条 中央交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、指定行政機関の長のうちから内閣総理大臣が任命する者及び総務府事務官をもつて充てる。

4 中央交通安全対策会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

5 中央交通安全対策会議の庶務は、内閣総理大臣官房において総括し、及び処理する。ただし、海上交通及び航空交通の安全に關する事項に係るものについては、内閣総理大臣官房と運輸大臣官房において共同して処理する。

6 前各項に定めるもののほか、中央交通安全対策会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県交通安全対策会議の設置及び所掌事務)

第十六条 都道府県に、都道府県交通安全対策会議を置く。

2 都道府県交通安全対策会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前項に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に關する総合的な施策の企画に關して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 都道府県の区域における陸上交通の安全に關する総合的な施策の実施に關し、都道府県並びに關係指定地方行政機関及び關係市町村相互間の連絡調整を図ること。

(都道府県交通安全対策会議の組織等)

第十七条 都道府県交通安全対策会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、都道府県知事をもつて充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一 都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

二 都道府県教育委員会の委員長

三 警視總監又は道府県警察本部長

四 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者

五 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の長又はその指名する職員

六 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者

4 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、都道府県交通安全対策会議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

(市町村交通安全対策会議)

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例(前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約)で定める。

(關係行政機関等に対する協力要求)

第十九条 中央交通安全対策会議、都道府県交通安全対策会議及び市町村交通安全対策会議(市町村交通安全対策会議を置かない市町村にあつては、市町村の長。次条並びに第二十六条第一項及び第五項において同じ。)は、その所掌事務

を遂行するため必要があるときは、關係行政機関の長(關係行政機関が委員会である場合にあつては、關係行政機関)及び關係地方行政機関の長、關係地方公共団体の長その他の執行機関並びに政令で定めるその他の關係者に對し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(交通安全対策會議相互の關係)

第二十条 都道府県交通安全対策會議及び市町村交通安全対策會議は、その所掌事務の遂行について、相互に、又はそれぞれ他の都道府県の都道府県交通安全対策會議若しくは他の市町村の市町村交通安全対策會議と協力しなければならない。

2 中央交通安全対策會議は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、都道府県交通安全対策會議及び市町村交通安全対策會議に對し、必要な勧告をすることができる。

3 都道府県交通安全対策會議は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、市町村交通安全対策會議に對し、必要な勧告をすることができる。

(都道府県交通安全連絡協議會)

第二十一条 都道府県は、その区域における海上交通又は航空交通の安全に關し、關係地方行政機関との連絡及び協議を行なうため必要があるときは、条例で定めるところにより、都道府県交通安全連絡協議會を置くことができる。

2 都道府県交通安全連絡協議會の組織及び運営に關し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

第三章 交通安全計画

(交通安全基本計画の作成及び公表等)

第二十二条 中央交通安全対策會議は、交通安全基本計画を作成しなければならない。

2 交通安全基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 交通安全に關する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 中央交通安全対策会議は、第一項の規定により交通安全基本計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長（指定行政機関が委員会である場合にあつては、指定行政機関。以下同じ。）及び都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、交通安全基本計画の変更について準用する。

（内閣総理大臣の報告等）
第二十三条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し、交通安全基本計画の実施に関して必要な勧告をし、又はその勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により勧告をする場合においては、あらかじめ、中央交通安全対策会議の意見をきかなければならない。

（交通安全業務計画）
第二十四条 指定行政機関の長は、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、交通安全業務計画を作成しなければならない。

2 交通安全業務計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 交通の安全に関し、当該年度において指定行政機関が講ずべき施策

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項

3 指定行政機関の長は、第一項の規定により交通安全業務計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 前項の規定は、交通安全業務計画の変更について準用する。

（都道府県交通安全計画等）
第二十五条 都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

2 都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が講ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであつてはならない。

4 都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。

6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

（市町村交通安全計画等）
第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府

県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成しなければならない。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見をきかなければならない。

3 市町村交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、必要があると認めるときは、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを都道府県知事に報告し、並びに市町村の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

（地方公共団体の長の要請等）
第二十七条 地方公共団体の長は、都道府県交通安全計画又は市町村交通安全計画の確かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長及び関係地方公

共団体の長その他の執行機関に対し、これらの者が陸上交通の安全に関し処理すべき事務について、必要を要請をし、又は法令の定めるところにより必要な勧告若しくは指示をすることができる。

第二十八条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域における海上交通又は航空交通の安全に関し必要があると認めるときは、交通安全基本計画又は交通安全業務計画（これらの計画のうち、陸上交通の安全に関する部分を除く。）の作成又は実施に関し、中央交通安全対策会議及び関係指定行政機関の長に対し、必要を要請をすることができる。

第四章 交通の安全に関する基本的施策
第一節 国の施策
（交通環境の整備）
第二十九条 国は、交通環境の整備を図るため、交通安全施設及び航空交通管制施設の整備、交通の規制及び管制の合理化、道路及び公共用水域の使用の適正化等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、陸上交通の安全に関し、住宅地、商店街等について前項に規定する措置を講ずるに当たつては、特に歩行者の保護を図られるように配慮するものとする。

（交通の安全に関する知識の普及等）
第三十条 国は、交通の安全に関する知識の普及及び交通安全思想の高揚を図るため、交通の安全に関する教育の振興、交通の安全に関する広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、交通の安全に関する民間の健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（車両等の安全な運転又は運航の確保）
第三十一条 国は、車両等の安全な運転又は運航の確保を図るため、車両の運転者、船員及び航空機乗組員（以下この項においてこれらの者を「運転者等」という。）の教育の充実、運転者等

の資格に関する制度の合理化、車両等の運転又は運航の管理の改善、運転者等の労働条件の適正化等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、交通安全に関し、気象情報その他の情報の迅速な収集及び周知を図るため、気象観測網の充実、通信施設の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(車両等の安全性の確保)

第三十二条 国は、車両等の安全性の確保を図るため、車両等の構造、設備、装置等に関する保安上の技術的基準の改善、車両等の検査の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(交通秩序の維持)

第三十三条 国は、交通秩序の維持を図るため、交通の取締り等必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時における救助体制の整備等)

第三十四条 国は、交通事故による負傷者に対する応急手当及び医療の充実を図るため、救急業務に関する体制の整備、救急医療施設の充実等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、海難救助の充実を図るため、海難発生情報の収集体制及び海難救助体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償の適正化)

第三十五条 国は、交通事故による被害者(その遺族を含む。以下この条において同じ。)に対する損害賠償の適正化を図るため、自動車損害賠償保障制度の充実、交通事故による被害者の行なう損害賠償の請求についての援助等必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興等)

第三十六条 国は、交通安全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究に関する体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、交通事故の原因の科学的究明を図るため、総合的な研究調査の実施等必要な措置を講ずるものとする。

(交通安全に関する施策の実施についての配慮)
第三十七条 国は、前八条に規定する措置を講ずるに当たっては、国民の生活を不当に侵害することとならないように配慮するものとする。

第二章 地方公共団体の施策

第三十八条 地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、前節に規定する国の施策に準ずる施策を講ずるものとする。

第五章 雑則

(特別区についてのこの法律の適用)

第三十九条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中消費者保護会議の項の次に次のように加える。

中央交通安全 対策会議	交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第 号)の規定によりその権 限に属せしめられた事項 を行なうこと。
----------------	--

理由

わが国における交通事故の現況にかんがみ、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○山中国務大臣 ただいま議題となりました交通安全対策基本法案につき、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

近年におけるわが国の経済の著しい発展に伴い、自動車交通は急激な伸張を遂げておりますが、これとともに道路における交通事故も逐年増加の一途をたどり、昨年一年間における道路交通事故による死傷者数は九十八万人を上回るといふことに憂慮すべき事態に立ち至っているのであります。また、鉄道及び軌道における交通事故並びに船舶及び航空機による交通事故は、幸いに必ずしも増加する傾向にはありませんが、一たび事故が発生した場合には、多数の死傷者を生ずるといふ重大な結果をもたらすものであり、その防止は、道路における交通事故の防止と同じく、一刻もゆるがせにすることのできない問題であります。

このような情勢に対処して、政府は、交通安全対策を最重点施策の一つとして取り上げ、諸般の施策を積極的に推進しているところであります。が、今後も予想される道路における交通事故の増加を抑制するとともに、船舶、航空機等による重大事故を防止するためには、総合的な交通安全対策をより強力に推進するとともに、国民のすべてがそれぞれの立場において国及び地方公共団体の施策に協力するといふ、いわゆる国民総ぐるみの体制の確立をはかることが何よりも必要であると考えられるのであります。

このような見地から、交通安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進をはかることを目的として、ここに交通安全対策基本法案を提案することとした次第であります。

次に、この法律案のおもな内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、交通安全に関する国、地方公共団体、交通施設の設置者、車両、船舶または航空機の製造事業者及び使用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員、一般住民等の責務を明らかにするとともに、交通安全に関する施策の実施に必要な財政措置等について規定いたしております。

第二に、総理府に内閣総理大臣、関係行政機関の長等をもって構成する中央交通安全対策会議を、都道府県に都道府県知事、関係地方行政機関の長等をもって構成する都道府県交通安全対策会議を置く等国及び地方公共団体における交通安全を推進する組織を整備することとしたしております。

第三に、国及び地方公共団体は、交通安全に関する基本的な計画及びその実施のための計画を策定し、これらの計画の実施を推進することとしたしております。

第四に、国は、交通環境の整備、交通安全思想の普及、車両、船舶または航空機の安全な運転または運航の確保、気象情報等の迅速な収集及び周知、車両、船舶または航空機の安全性の確保、交通秩序の維持、救急医療の充実、海難救助の充実、損害賠償の適正化、交通安全に関する科学技術の振興等をはかるため、必要な措置を講ずることとしたしております。また、地方公共団体は、右に述べました国の施策に準ずる施策を講ずることとしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○受田委員長 次に、後藤俊男君。

交通安全基本法案
交通安全基本法
目次
前文
第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 交通の安全の確保(第十条―第十七条)

第三章 負傷者、被害者等の救済(第十八条・第十九条)

第四章 交通安全対策委員会の設置(第二十条)

第五章 交通安全対策審議会(第二十一条―第二十六条)

附則

近代社会における交通は、国民生活の重要な基礎をなすものであり、安全で能率的な交通を確保することは、国民経済の発展及び社会福祉の向上に欠くことのできない条件である。

しかるに、近時、産業経済の急速な発展と国民生活の向上に伴い、交通需要と交通施設の供給との間の不均衡が増大し、慢性的な交通の混雑と渋滞をひき起こしている。このような交通事情に加えて、交通安全施設の整備、安全運行の確保等の面で、近代化の立遅れが交通事故増加の大きな原因となり、これによる国民の生命、身体及び財産の損失は甚大なものがあり、きわめて憂慮すべき状況にある。

このような事態に対処して、特に人命尊重の精神にのっとり、交通の安全を確保するため、必要な施策を確定するとともに、これを強力に推進する体制を確立することは、福祉国家の建設を目ざすわれら国民に課された責務である。

ここに、交通の安全の新たなあり方を明らかにし、交通の安全に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体が講ずべき施策の基本を定めるとともに、その総合的かつ計画的な実施を推進するために必要な体制を確立し、もつて国民の生命、身体及び財産を交通による危害から保護し、公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「交通」とは、陸上交通、海上交通及び航空交通をいう。

2 この法律において「交通安全施設」とは、横断歩道橋、道路標識、信号機、路切遮断機、航路標識、航空保安無線施設、航空灯火等交通の安全を確保するために必要な施設をいう。

(国の施策)

第三条 国は、この法律の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたる、必要な施策を総合的かつ計画的に講じなければならない。

一 交通安全施設の整備すること。

二 車両、船舶及び航空機(以下「車両等」という。)の安全性の確保を図ること。

三 気象業務の体制を整備すること。

四 車両等の安全な運行及び航行の確保を図ること。

五 交通秩序の維持を図ること。

六 交通安全思想の普及徹底を図ること。

七 交通事故の原因を科学的に究明すること。

八 交通事故の防止に関する科学的研究及び技術開発の推進並びにこれらの成果の利用の促進を図ること。

九 交通事故に係る負傷者、被害者等の救済を図ること。

(地方公共団体の施策)

第四条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき必要な施策を講じなければならない。

2 地方公共団体は、前項の施策を講ずるにあたっては、その施策が一体として交通の安全に寄与することとなるように国の施策に協力しなければならない。

(運輸事業者の責務)

第五条 運輸事業者を営む者は、その事業を営むについては、常に交通の安全が確保されるように万全の措置を講ずる責務を有する。

(一般国民の協力)

第六条 国民は、交通の安全に関する国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

(法制上の措置等)

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(実態調査等)

第八条 政府は、定期的に、交通事故の発生状況、交通安全施設の整備の状況その他交通の安全に関する実態の調査を行ない、その結果を公表しなければならない。

(年次報告等)

第九条 政府は、毎年、国会に、交通の安全に関する実態及び政府が交通の安全に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、交通安全対策審議会の意見をきいて、前項の報告に係る交通の安全に関する状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 交通の安全の確保

(交通安全施設の整備)

第十条 国及び地方公共団体は、交通安全施設を整備するものとする。

(車両等の安全性の確保)

第十一条 国は、車両等の安全性の確保を図るため、車両等の構造及び装置の改善、車両等の検査の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(気象業務の体制の整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、交通の安全を確保するために必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務の体制を整備するものとする。

(安全な運行及び航行の確保)

第十三条 国及び地方公共団体は、車両等の安全な運行及び航行の確保を図るため、車両等の運転者その他車両等の運行又は航行に必要な業務に従事する者(以下「運転者等」という。)の労働条件の改善、適性の確保及び指導訓練の充実並びに車両等の運行又は航行の管理の改善並び

に運転者等の資格に関する制度の合理化等必要な施策を講ずるものとする。

(交通秩序の維持)

第十四条 国及び地方公共団体は、交通秩序の維持を図るため、交通規制の強化等必要な施策を講ずるものとする。

(交通安全思想の普及徹底)

第十五条 国及び地方公共団体は、交通安全思想の普及徹底を図るため、学校又は地域若しくは職場における交通安全教育の計画的かつ組織的な実施等必要な施策を講ずるものとする。

(交通事故の原因の究明)

第十六条 国及び地方公共団体は、交通事故の原因を科学的に究明するため、調査機関の設置等必要な施策を講ずるものとする。

(交通事故の防止に関する研究等)

第十七条 国及び地方公共団体は、交通事故の防止に関する科学的かつ総合的な研究及び技術開発の推進並びにこれらの成果の利用の促進を図るため、研究施設の整備、研究の成果の普及等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 負傷者、被害者等の救済

(救急医療体制等の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、交通事故に係る負傷者が迅速かつ適切な応急手当及び医療を受けることができるようにするため、救急業務の充実、救急医療施設及び更生医療施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償保障制度の充実等)

第十九条 国及び地方公共団体は、交通事故に係る被害者(その遺族を含む。)に対して迅速かつ適正な損害賠償が行なわれるようにするため、保険、共済等による損害賠償保障制度の充実及び損害賠償の請求に関する援助の強化等必要な施策を講ずるものとする。

第四章 交通安全対策委員会の設置

第二十条 交通安全対策委員会の設置

定し、及びその実施を推進するため、別に法律

で定めるところにより、総理府の外局として、両議院の同意を得て任命される委員によつて組織される交通安全対策委員会を置く。

第五章 交通安全対策審議会

(設置)

第二十一条 総理府に、附屬機関として、交通安全対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第二十二条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二十三条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第二十四条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第二十五条 審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(委任規定)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七

号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中「国光政策審議会」の項の次に次のように加える。

交通安全対策審議会	交通安全基本法(昭和四十五年法律第...号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
-----------	--

理由

近時、交通事故が増大し、国民生活に著しい影響を及ぼしている実情にかんがみ、交通の安全に関し、国及び地方公共団体が講ずべき施策の基本を定めるとともに、その総合的かつ計画的な実施を推進するために必要な体制を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○後藤議員 たいだいま議題となりました交通安全基本法案について、私は、日本社会党を代表して提案の理由を説明いたします。

今日も、交通戦争や公害問題などの生活破壊が加速的に進み、国民は命と暮らしを守るために非常に苦勞をいたしております。御承知のように、日本経済の高度成長の過程で、わが国の自動車保有台数は著しく増大し、昭和五十年には約三千五百万台にもなるものと見られております。これは、現在の約千二百万台の保有自動車が今後五年の間に約三倍にも増大し、したがって交通戦争のエスカレーションも加速的に激しくなることを意味しております。

昨年の交通戦争の被害者は百万人に達しました。これは、国民百人に一人が交通事故の被害者となつてゐることを意味します。さらに、直接被害者の家族などを含みますと、交通戦争の被害は最も広範になつており、おそらく軒並み被害を受けるようになると申しても決して言い過ぎではないと思ふのであります。自動車が増えれば、五年後の日本は、すでに政府の経済審議会の生活

水準小委員会さえも指摘し警告しておりますように生活の安全度はますます低下し、このままに放置するならば、経済成長による国民生活の破壊はますます激化していくのであります。したがって、交通の安全を確保し、公害を開放し、労働災害をなくすなど、国民生活の安全を確立していくことは、私ども政治にならざるもの第一級の課題であり、政府にとつても最重要政策課題でなければなりません。

日本社会党は、国民の命と暮らしを守る政策の実現を重視し、すでに幾つもの基本的な対策について国会に提案してまいりました。たいだいま議題となつております交通安全基本法案もその一つであります。

私ども日本社会党は、この交通安全基本法をはじめ交通安全を確立するための政策や法律案を昭和三十九年から着手し取り組んでまいりました。この交通安全基本法案は、すでに昭和四十二年の第五十五通常国会にわが党が提案して以来、これが本特別委員会の審議並びに各党の協議を進める一定の役割りを果たしてきたものと確信するものであります。そして、私どもの交通安全基本法案は、昨年の第六十一通常国会にやつと提出されました政府案との対比において、なお基本的に正しく妥当なものであり、また国民多数の理解と支持を得ることのできる資格を持つており、さらに野党各党においても基本的には反対することのできない内容になつてゐるのであります。したがって、私どもは、政府の基本法案が提出された後も、政府案の基本的な欠陥の修正補強を求めるとともに、継続して本法案の正しさと妥当性を主張してまいりました。いま不幸にして、事態は、政府与党の諸君が交通安全を確保し国民の命と暮らしを守る基本的な姿勢において、私どもと異なる見解を依然として主張しているために、日本社会党は本法案を政府案に対置するものとして本委員会に提案し、皆さんの慎重かつ十分なる御審議を求めることとなつたのであります。

なお、本法案のおもな内容は、次のとおりであります。

まず、第一章について御説明いたします。

すなわちこの基本法のねらいは、言うまでもなく、交通安全のあり方を明らかにし、交通安全の政策目標を示し、国政の中の交通安全行政に統一の指針を与え、総合的計画の推進をはからせるためのものであります。よつて本法案の骨格は陸海、空にわたる交通安全対策の基本を示すとともに、総合的な施策の実施を促し、そのための国及び地方公共団体の責任と一体的な実行を要求しておるものであります。

次に交通安全を確保することは、国及び地方公共団体の責任であると同時に、交通運輸事業者もまた、その責任があることを明確にいたしました。さらに、今日交通戦争に立ち向かう交通安全の施策は総合的であり、実行は国民的な協力による総合体制によつてのみ可能でありますので、国民は交通の安全に関する国及び地方公共団体の施策に協力しなければならぬこととしたしております。

次に第二章について御説明いたします。まず第一に、交通安全施設の整備を国及び地方公共団体の責任によつて行なわせることにいたしております。

なお、この点につき付言いたしますと、施策の実行には、言うまでもなく財政的裏づけが十分でなければなりません。従来政府の対策は財源措置が十分でなく、地方公共団体の貧困な財政を一そり圧迫するような方法で進められ、ために施策の実行が阻害され、特に機動性を必要とするこの種の対策の実効があがらず、あたら貴重な人命と財産が失われつつありますので、この際、政府に、この法律の目的を達成するための財源措置について特段の考慮を払わせる必要があります。これは、第一章総則の第七条に規定を設けてあります。

第二に、車両等可動施設の安全性を確保することとしたしております。

そのためには、それぞれの保守基準を一そり適

確に高めてゆくこと、その基準が確実に守られるよう規制せねばなりません。近時、企業性の追求が急であつて、その面からの安全性をくずす傾向がありますので、きびしく規制し、一そう安全を高めさせようとしております。

第三に、気象業務の体制整備により、安全運行の確保をはかることとしております。気象条件が交通安全に重大な関係を持つてゐることは多言を要しないところでありますが、特に海上交通や航空交通の安全に關しましては、現在の気象業務の体制をさらに整備することが急がなければならないと見做されております。

第四に、運転者等の面からの安全の確保について規定を設けております。すなわち運転者はいつでも安全運転ができる最もよい条件のもとに置かれねばなりません。そのためにはまず労働条件を改善し、過労からくる事故を防ぎ、生活環境もそれにふさわしいものに整備されねばなりません。

第五に、交通規制等を含む交通秩序の維持について規定を設けております。ここにおきましては、陸、海、空の全体にわたり、大衆輸送の確保と安全の両面から新たな規制も考慮しなければならぬのであります。

第六に、交通安全の教育が教育機関、職域、地域で計画的に実施されるようにいたしてあります。第七に、交通事故の原因を科学的に究明するため、調査機関の設置等が必要な施策を講ずることとしております。

交通事故のすべての原因が、運転者等の不注意と不可抗力に歸せられることは人権にも反するばかりか、問題の正しい解決を誤ることになります。事故の原因が正しく把握され、初めてその責任所在が明確にされて、その対策が立てられなければならないと見做されて、交通安全の要求である事故原因の正しい究明をこの際ここで実現させようとしてゐるものであります。

第八に、交通事故の防止に關する科学的かつ総合的な研究等につき規定してあります。交通事故防止のための研究をより科学的かつ総合的なものと

とともに技術開発を推進し、またこれらの成果の利用の促進をはからんとするものであります。

次に第三章について御説明いたしますと、ここでは、救急医療体制等の整備と自動車損害賠償保障制度等の充実について規定してあります。

救急医療体制におきましては脳神経外科医療陣営の強化が緊急を要するものであります。

最後に、以上の施策を実行するには、ただいまの行政部門は多岐にわたつてゐますので、これを統一的に実行させるためその機関の整理統合が必要であります。行政委員会を設置し、その調整をはかり、対策の実行を促進しようとするものであります。このため、交通安全対策委員会に關し第四章を、また交通安全対策審議会に關し第五章を、それぞれ設けてあります。

この点について、私も一言強調しておきたいのであります。

すでに確認されてまいりましたように、交通安全対策を積極的かつ円滑に実施していくためには交通安全行政の一元化が絶対的に必要であります。政府案による行政組織法第八條の「その他の委員会」によるよりも、私も提案してまいりました行政組織法第三條の「行政委員会」によるほうが、はるかに実効性があり、はるかに積極的なものであり、今日の交通戦争が激化しエスカレートしつつある状況に正しく対応したものであることを最後に強調しておきたいのであります。

以上で説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○受田委員長 次に、内閣提出にかかる交通安全対策基本法案の補足説明を聴取いたします。平川陸上交通安全調査室長。

○平川政府委員 交通安全対策基本法案につきまして、補足して逐条的に御説明いたします。

第一章は、この法律の総則を規定したものであります。

第一条は、この法律の目的を定めたものであります。すなわち、この法律は、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全に關し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の使用者、車両の運転者、船舶及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進をはかることを目的としてあります。

第二条は、この法律に使用されております用語の定義を定めたものであります。

第五号は、「陸上交通」について定めておられます。陸上交通とは、道路または一般交通の用に供する鉄道もしくは軌道による交通をいうものとされてあります。

第六号は、「海上交通」について定めておられます。海上交通とは、船舶による交通をいうものとされてあります。

第七号は、「航空交通」について定めておられます。航空交通とは、航空機による交通をいうものとされてあります。

以上のほか、本条におきましては、「道路」、「車両」、「船舶」、「航空機」、「航空機乗組員」、「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」の定義を定めてあります。

なお、第六條以下に「車両等」という用語が用いられておられますが、車両等とは、同条の規定により、車両、船舶または航空機をいうものとされてあります。

第五条から第十条までは、道路、鉄道、港湾施設、飛行場等の設置者、車両等の製造事業者及び使用者、車両等の運転者または運転に従事する者、歩行者、住民等の責務を定めたものであります。これらの者は、それぞれ必要な措置を講ずる等交通安全を確保し、または交通安全に寄与するようつとめなければならないこととしてあります。

第十一条は、施策における交通安全のための配慮について定めたものであります。国及び地方公共団体は、その施策が一体として交通安全に寄与することとなるように配慮しなければならないこととしてあります。

第十二条は、政府の財政措置等について定めたものであります。政府は、交通安全に關する施策の実施に必要な財政上または金融上の措置等を講じなければならないこととしてあります。

第十三条は、国会に対する報告について定めたものであります。政府は、毎年、国会に、交通事故の状況、交通安全に關する施策にかかわる計画及び交通安全に關して講じた施策の概況を報告しなければならないこととしてあります。

第二章は、交通安全に關する組織について規定したものであります。

第十四条及び第十五条は、中央交通安全対策会議について定めたものであります。総理府に、付属機関として、内閣総理大臣を会長とし、指定行政機関の長等を委員とする中央交通安全対策会議を置き、これに交通安全基本計画の作成及びその実施の推進、交通安全に關する総合的な施策の企画に關する審議等の事務を所掌させることとしてあります。なお、中央交通安全対策会議には、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができることとしてあります。

第十六条及び第十七条は、都道府県交通安全対策会議について定めたものであります。都道府県に、都道府県知事を会長とし、指定地方行政機関の長、都道府県の職員等を委員とする都道府県

交通安全対策会議を置き、これに都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、都道府県交通安全計画の作成及びその実施の推進、都道府県並びに関係指定地方行政機関及び関係市町村相互間の連絡調整等の事務を所掌させることとしております。なお、都道府県交通安全対策会議には、特別の事項を審議させるため、特別委員を置くことができることとしております。

第十八条は、市町村交通安全対策会議について定めたものでありまして、市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、都道府県交通安全対策会議の設置の例に準じて、市町村交通安全対策会議を置くことができることとしております。

第十九条及び第二十条は、交通安全対策会議の関係行政機関等に対する協力要求及び交通安全対策会議相互の関係について定めたものであります。

第二十一条は、都道府県交通安全連絡協議会について定めたものでありまして、都道府県は、その区域における海上交通または航空交通の安全に関し、関係地方行政機関との連絡及び協議を行なうため、都道府県交通安全連絡協議会を置くことができることとしております。

第三章は、交通の安全に関する施策にかかわる計画について規定したものであります。

第二十二条は、交通安全基本計画の作成について定めたものでありまして、中央交通安全対策会議は、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定める交通安全基本計画を作成しなければならないこととしております。

第二十三条は、交通安全基本計画に関する内閣総理大臣の勧告等について定めたものでありまして、内閣総理大臣は、指定行政機関の長に対し、交通安全基本計画の実施に関し、勧告等を行うことができることとしております。

第二十四条は、交通安全業務計画の作成について定めたものでありまして、指定行政機関の長は、交通安全基本計画に基づき、毎年度、交通の

安全に関し、その行政機関が講ずべき施策等について定める交通安全業務計画を作成しなければならないこととしております。

第二十五条は、都道府県交通安全計画及び都道府県交通安全実施計画の作成について定めたものでありまして、都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画に基づき、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定める都道府県交通安全計画を作成しなければならないこととするともに、毎年度、その実施のための都道府県交通安全実施計画を作成しなければならないこととしております。

第二十六条は、市町村交通安全計画及び市町村交通安全実施計画の作成について定めたものでありまして、市町村交通安全対策会議またはこれを置かない市町村の長は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定める市町村交通安全計画を作成しなければならないこととするともに、市町村長は、必要があることと認めるときは、その実施のための市町村交通安全実施計画を作成しなければならないこととしております。

第二十七条及び第二十八条は、交通安全計画に関する地方公共団体の長の要請等について定めたものでありまして、地方公共団体の長は、都道府県交通安全計画または市町村交通安全計画の確かつ円滑な実施をはかるため、関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長等に対し、必要な要請等を行うことができることとするともに、地方公共団体の区域における海上交通または航空交通の安全に関し必要があるときは、交通安全基本計画または交通安全業務計画の作成または実施に関し、中央交通安全対策会議及び関係指定行政機関の長に対し、必要な要請を行うことができることとしております。

第四章は、交通の安全に関する基本的施策について規定したものでありまして、第一節では国の

施策について、第二節では地方公共団体の施策について定めております。

第二十九条から第三十六条までは、それぞれ国の施策を列挙したものでありまして、国は、交通環境の整備、交通の安全に関する知識及び思想の普及、交通の安全に関する民間の健全かつ自主的な組織活動の促進、車両等の安全な運転または運航の確保、気象情報等の迅速な収集及び周知、車両等の安全性の確保、交通秩序の維持、交通事故による負傷者に対する医療等の充実、海難救助の充実、交通事故による被害者に対する損害賠償の適正化、交通の安全に関する科学技術の振興並びに交通事故の原因の科学的究明をはかるため、必要な措置を講ずるものとしております。

第三十七条は、国が交通の安全に関する施策を実施する場合の配慮について定めたものでありまして、国は、第二十九条から第三十六条までに規定する措置を講ずるにあたっては、国民の生活を不当に侵害することとならないように配慮するものとしております。

第三十八条は、地方公共団体の施策について定めたものでありまして、地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、第一節に規定する国の施策に準ずる施策を講ずるものとしております。

第五章は、第三十九条一条であります。同条は、この法律の適用については、特別区は、市とみなすことを定めたものであります。

附則第一項は、この法律の施行期日を定めたものでありまして、この法律は、公布の日から施行することとしております。

附則第二項は、中央交通安全対策会議の設置に伴い、総理府設置法について所要の改正を行なうことを定めております。

以上が、交通安全対策基本法案のおもな内容であります。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

○受田委員長 これにて説明聴取は終わりました。次回は公報でお知らせすることとして、本日はこれにて散会いたします。

午後一時九分散会